

議事要旨(7) 四半期会計基準等の改正に関する検討について

冒頭、新井副委員長（専門委員長）より、昨年12月22日に公表した「四半期財務諸表に関する会計基準」及び関連する会計基準等の見直しに係る公開草案については、約1か月間のコメント募集期間を経て合計12通のコメントが寄せられたが、本日はコメント締切日後間もないため、それらのコメントの概要のみを紹介したい旨の説明がなされた後、高橋由彦専門研究員から審議事項（7）に沿って詳細な説明が行われた。

ある委員より、今回の見直しにより四半期会計基準等で任意開示を可能とした計算書や注記について、IR 資料や決算短信で既に開示済みであれば、四半期報告書の四半期財務諸表で同じ情報を開示するインセンティブが企業側に働くのかどうか疑問に思われること、IFRS 強制適用を視野に入れて、四半期報告制度全体のあり方を見直す必要性が今後生じることも念頭に置きながら、最終基準化が図られることを望むという趣旨の意見があった。

これに対し事務局からは、四半期損益計算書における四半期会計期間の情報の任意開示や第1四半期と第3四半期については一定の開示を行うことにより四半期キャッシュフロー計算書を省略できることなどは、財務諸表作成者の負担と財務諸表利用者の情報ニーズを踏まえて議論を重ねた結果とりまとめたものであり、本公開草案では必要最低限の開示事項を盛り込むこととしたものであり、財務諸表作成者は情報ニーズも踏まえて自社にとって適切な情報開示を判断することが考えられること、監査人のレビューが付く四半期報告書の四半期財務諸表は、情報の信頼性とアクセスの公平性という投資家保護の観点から、IR 資料や決算短信に代替されるものではないこと、今回の四半期会計基準等の改正は現行の四半期報告制度を前提としての見直しと位置づけられるべきである旨の回答があった。

以上